

『東方』二八七号より

中国における

文書史料学の集大成

村上信明（筑波大学大学院）

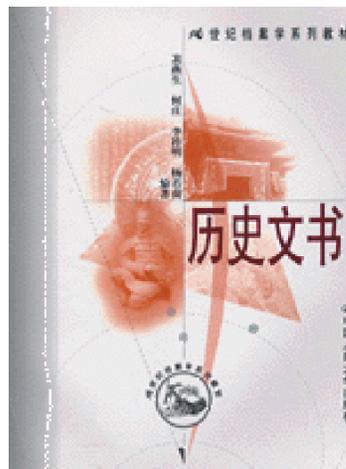
歴史学研究において、公文書・裁判文書・契約文書等の文書史料が用いられるようになって久しい。そのことは中国史研究でも例外ではない。特に清代史・中華民国史においては、近年、大陸・台湾双方において原文文書史料の影印出版、各地の家案館・図書館等での史料の公開が進み、政治史・制度史・社会経済史等のあらゆる分野で、文書史料の活用はいまや常識となっている。しかし、かつて黨武彦氏が述べたように（「清代行政文書研究の堅実な成果」『東方』一二二号、三〇頁、一九九八年）、我が国では各研究者・研究グループがそれぞれに文書の読解を進めているため、個々の文書史料に関する情報が広く共有されているとは言い難い。このような状況の中で、中国の文書史料を読み解く上で必要な知識を、広範囲に、かつ詳細に解説した本書の出版は、まことにありがたい。

本書は、中国人民大学家案学系の教材として出版されたものである。中国人民大学では、一九八〇年代から、張我徳氏を中心として清代の文書に関する本格的な研究が開始された。その成果は張我徳・楊若荷・裴燕生編著『清代文書』（中国人民大学出版社、一九九六年）として発刊され、初学者が清代の文書史料読解を習得する際の最良の手引き書として好評を博してきた。本書は、これらの研究成果に加え、先秦時代から民国期までの文書制度についても解説

裴燕生・何庄・李祥明・楊若荷編著

『歴史文書』

中国人民大学出版社・二〇〇三年・二一、一六〇円



を施し、中国文書制度史全般に関する教科書としての体裁を整えている。

本書は、上編・中編・下編から構成される。それぞれの編は六章に分かれ、さらに各章にはいくつかの節が設けられている。各章の冒頭には提要在付され、章末には「思考練習題」として章の内容に関する問いが数題設けられている。また必要に応じて文例を提示して丁寧な注釈を施し、学習者が文書読解の実践トレーニングを積めるよう工夫されている。

上編では、表題に「歴代文書制度概述」とあるように、先秦時代から明代までの文書制度の概要を、六つの段階に分けて論じる。その記述は、続く中編・下編に比べると簡略ではあるが、要点を押さえ、中国の文書制度の発展過程を理解する上で非常に有益である。

中編では、清代の文書制度を解説している。前述のように中国人民大学は、すでにこの分野に関する豊富な研究蓄積を有しており、その成果は本編にも十分反映されている。

▼『東方』287号より

一 中国における文書史料学の集大成
▲ 村上 信明

る。第七章では、入関後において文書行政に携わった各種機関の確立過程や職務を詳論する。第八章では勅令文書、第九章では上奏文書、第十章では各衙門間の往来文書について解説する。これらの文書の解説は前述の『清代文書』にも見えるが、解説の質・量は本書の方がはるかに充実している（例えば、本書第八章の誥命・冊書・誥書、第九章の密本・摺本、第十章の申文・劄文・諭・帖・照会・函等の文書についての説明は、『清代文書』には見えない）。また第十一章では契約文書や各種証明書・執照の類、第十二章では文稿・文本・案卷・家簿を取り上げる。これらは『清代文書』ではほとんど論及のない文書群である。

下編では、民国期の文書制度を取り上げる。本編では、南京臨時政府、北洋政府、国民政府など、民国期に存在した各種機関の文書制度の特徴が簡明に解説されている。第十三章では、南京臨時政府による文書制度の改変と、それによって構築された民国期の文書形式の特徴を論じる。第十四章は文書の種類、第十五章は文書の様式、第十六章は文書で用いられる用語・符号・印章等、第十七章は文書処理機関や文書の運送等に関する解説である。第十八章では、一九三〇～一九四〇年代における文書制度改変の様子が描かれる。

巻末の附表には民国期の公文書の様式例が、附図には清代の文書の図版が載せてあり、当該時期の公文書の体裁を視覚的に理解できる。

以上のように、本書は先秦時代から民国期までの文書制度を網羅的に解説する。ただ、上編がわずか六五頁であるのに対し、中編には二七〇頁、下編には一〇二頁を費やしている。ここから本書が清代と民国期に重点を置くことがわかる。とりわけ中編は、全体の過半を占め、情報量も豊

▶ トップページにもどる

富で内容も最も充実している。また下編は、民国期の文書制度を総合的に分析した初めての研究であり、その利用価値は高い。まさに本書は、清代・民国期の歴史を学ぶ者にとって必携の一書といえる。

ただし、中編の内容にはいささか疑問を感じる点もある。まず第七章第一節では、冒頭で明代の内閣制度について簡述した後、清朝の内三院（内閣の前身の機関）及び内閣は明朝の内閣制度を継承したものである、と説明する。ここで問題なのは、清朝の内閣の前身である「文館」についての言及が全くないことである。「文館」は、入関前から存在した、各種文書の作成や翻訳業務を担当した清朝最初の文書処理機関である。その後、文館は内三院に、内三院は内閣に名称が改められるが、この間、文館の文書処理機関・翻訳機関としての機能は変わることなく受け継がれた。この事実を勘案するならば、清朝の内閣制度は、明朝の制度を受け継いだ側面とともに、清朝独自の文書処理制度を発展させたという側面を有すると理解すべきであろう。

また、同章において内閣・軍機処に存在する満文・漢文等の各文書の処理機関に論及する際、漢文の処理機関を先に、満文の処理機関を後に記すことにも違和感を感じる。清朝の会典等では、同一の官職に満・漢のポストが存在する場合、必ず支配民族の満洲族のポストを先に、被支配民族の漢族のポストを後に記している。前述の『清代文書』や張徳沢『清代国家機関考略（修訂本）』（学苑出版社、二〇〇一年）等、中国における従来の制度史関連の著作も、会典の記載に従い、満、漢の順序で取り上げている。

このような本書の記述のあり方には、現代中国の「中華民族」思想が色濃く反映されているのかもしれない。「中華民族」思想とは、現代中国の国民集団は、その領域内にお

いて漢族を凝集の核とする歴史が展開したことによって形成された民族共同体である、とする考え方である。この「中華民族」思想では、漢族は「中華」の中心として歴史・文化を担ってきた存在、少数民族は漢族の「中華」の価値観を共有するようになった者と位置づけられるのである。本書も、文書制度史の立場から、清朝が「中華（＝漢）」の制度を継承したことを強調し、清朝の制度上における「漢」の存在を前面に出すことで、清代を満洲族が「漢化」された時代と位置づけ、「中華民族」形成過程の中に組み込もうと試みた著作と見ることもできよう。

しかし、清代の内閣における翻訳機関の存在は、清朝が満洲族による征服王朝であったことを如実に示している。また、清朝の制度上、満洲族が漢族よりも常に優位にあったことも揺るがしのない事実である。これらの事実を矮小化し、ともすると満洲族の「漢化」の側面が強調されるような本書の記述のあり方は、少なからず清朝の国家像を歪めることになってしまう。本書を利用する際には、この点に注意する必要がある。

このほか、附図の中に不鮮明な図版が多いことも悔やまれる。図版の掲載は、原物の息づかいを感じる上でとても重要であるが、ピントが合っておらず、文字を判別できないのでは、その価値は著しく損なわれる。現在の撮影・出版技術から考えれば、鮮明な図版を載せることは十分に可能だったはずである。

以上のような問題点も見受けられるが、これらは決して文書史料読解の手引き書としての本書の価値を減じさせるものではない。およそ中国の、特に清代・民国期の文書史料を用いて歴史研究しようとする方には、まず本書を繙くことをお勧めしたい。

◀ 今月の『東方』

◀ 書評目次へ

▶ トップページにもどる